

学校給食の概要について

1. 学校給食に関する主な法律や基準など	
(1) 学校給食法(抜粋)	1
(2) 学校給食実施基準(抜粋)	2
(3) 学校給食衛生管理基準	
2. 用語の解説	
(1) 学校給食の区分	2
(2) 学校給食の調理業務方式	
(3) 学校給食の提供形態(配膳方法)	
(4) 学校給食の実施方式	
(5) 学校給食施設・設備(調理システム)	
(6) 喫食形態	3
(7) 食育	
(8) 食物アレルギー	
(9) 食器の種類と素材	4
(10) 事業方式	5
3. 中学校給食について	
(1) 全国公立中学校完全給食実施率	6
(2) 京都府内の中学校給食実施状況	7
4. 宇治市の学校給食	
(1) 学校給食運営の原則	8
(2) 宇治市学校給食会	
(3) 米飯給食	9
(4) 学校給食調理業務等の民間委託	
5. 中学校昼食提供事業	10
6. 中学校給食検討の背景	10

付録

- (学校給食実施基準 別表) 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準
- H29年度 市立中学校の日課表(50分授業)
- 小中学校区域図(概略図)

学校給食について

1. 学校給食に係る主な法律や基準など

学校給食法	昭和29年6月施行、平成27年6月最終改正
学校給食法施行令	昭和29年7月施行、平成28年11月最終改正
学校給食法施行規則	昭和29年9月施行、平成21年3月最終改正
学校給食実施基準	昭和29年9月施行、平成25年1月最終改正
学校給食衛生管理基準	平成21年4月施行

(1) 学校給食法

学校給食法は、昭和29年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関して必要な事項が定められた。

平成20年6月には大幅に改正され、食育の推進を図ることを目的に追加されるとともに、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項が新たに定められた。

学校給食法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第2条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（定義）

第3条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

第2項 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

略

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

略

(2) 学校給食実施基準

児童生徒に必要な栄養量など学校給食の内容や学校給食を適切に実施するために必要な事項について、維持されることが望ましい基準が定められている。

学校給食実施基準（抜粋）

（学校給食の実施の対象）

第1条 学校給食（学校給食法第3条第1項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第2条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

（学校給食に供する食物の栄養内容）

第4条 学校給食に供する食物の栄養内容は、第一号別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

(3) 学校給食衛生管理基準

学校給食の実施に必要な施設・設備の整備や管理、調理の過程における衛生管理について維持されることが望ましい基準が定められている。

2. 用語の解説

(1) 学校給食の区分

学校給食は学校給食施行規則により3種類に分類されます。

完全給食	給食内容が、パンまたは米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう
補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容が、ミルク及びおかずである給食をいう
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食をいう

(2) 学校給食の調理業務方式

直営方式	市の職員のみで給食調理業務を行う方式
委託方式	民間事業者の調理員が給食調理業務を行う方式

(3) 学校給食の提供形態（配膳方法）

食缶方式	調理した給食を1クラス分ずつまとめて食缶に入れた状態で運搬し、教室で食器に盛り付ける方式
弁当方式	調理した給食を1人分ずつランチボックスに盛り付けた状態で運搬する方式

(4) 学校給食の実施方式

学校給食を実施するにあたり、主に4つの方式が考えられます。

自校方式	各学校に調理施設を設け、自校の給食を調理する方式。単独調理場方式ともいう
親子方式	調理施設を持つ自校方式の学校が、調理施設を持たない学校の給食も調理して提供する方式 調理施設を持つ学校が「親」で、給食の提供を受ける学校が「子」という
センター方式	複数校の学校給食を一括して調理し、各学校に配送する方式 食器の回収、洗浄、保管も一括して行う。共同調理場方式ともいう
デリバリー方式	民間業者が民間業者の調理施設で給食を調理し、各校に配送する方式 民間調理場方式又は民間調理場活用方式ともいう

(5) 学校給食施設・設備（調理システム）

ウェットシステム	調理場内の床が常に濡れた状態のため、床は配水のための勾配がある。作業員はゴムエプロンに長靴といった重装備で作業する環境 （ウェットシステムの調理場においても、ドライシステム同様床を乾かした状態で使うことをドライ運用という）
ドライシステム	床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で、作業員は布エプロンに短靴といった軽装で作業する環境

(6) 喫食形態

全員喫食方式	全員が同じ献立の給食を食べる方式
選択制方式	給食又は持参した弁当やパンなどから昼食を選べる可以选择的方式

(7) 食育

「宇治市健康づくり・食育推進計画」より

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることで

(8) 食物アレルギー

独立行政法人環境再生保全機構「食物アレルギー対応ガイドブック」より抜粋

私たちの体には、有害な細菌やウイルスなどの病原体から体を守る「免疫」という働きがあります。食物アレルギーは、この「免疫」が本来無害なはずの食べ物に対して過敏に反応してしまうようになった状態のことをいいます。

原因食物が体内に侵入すると、IgE（アイ・ジー・イー）抗体を仲介してマスト細胞からヒスタミンなどの化学伝達物質が放出され、それによってじんま疹やかゆみ、くしゃみや鼻水などを生じる、いわゆる「アレルギー反応」を起こしてしまうようになります。

食物アレルギーは、食物を食べたときだけでなく、触ったり、吸い込んだりしたときにも起こります。

また、運動でアレルギー症状が誘発される場合があります

食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、原因となる食物を食べた後に運動することにより症状が誘発されます。運動前には原因食物を食べさせない、原因食物を食べた場合は食後2時間は運動を避ける、皮膚の違和感など症状（前駆症状）が出現した段階で運動を中止し休憩する、感冒薬など服用した場合は運動を避けるなどに注意が必要です。

1. 皮膚の症状 かゆみ、じんま疹、赤み（紅斑）	5. 呼吸器の症状 声がかすれる、犬が吠えるような咳、のどが締め付けられる感じ 咳、息が苦しい、ゼイゼイ・ヒューヒューする、低酸素血症
2. 目の症状 結膜の充血、かゆみ、まぶたの腫れ	6. 消化器の症状 腹痛、吐き気、嘔吐、下痢
3. 口・のどの症状 口・のどの中の違和感、イガイガ感 唇・舌の腫れ	7. 循環器の症状 脈が速い、脈が不規則、手足が冷たい、唇や爪が青白い 血圧低下
4. 鼻の症状 くしゃみ、鼻汁、鼻づまり	8. 神経の症状 元気がない、ぐったり、意識もうろう、不機嫌、尿や便を漏らす

食物アレルギーに対応した給食

食物アレルギーに対応した給食は、下に挙げているようにいくつかの種類があり、対象者のアレルギーの状況や、給食調理の体制などを考慮して、どの対応を行うか個々に選択します。すべての対応において、メニューごとの原材料を記載したわかりやすい詳細な献立表を作成して配布し、誤食事故を防いでいく工夫をします。食物アレルギー対応の種類は以下のとおりです。

献立表対応

メニューごとの原材料をすべて献立表に記載し、保護者に事前に伝えます。保護者は、その情報に基づいてメニューの中から取り除いて食べるもの、または食べるメニューと食べないメニューを決め、児童生徒らに指示します。

献立表だけの対応であると、最終的な判断は保護者や子どもたちに委ねられてしまうので、本来は献立表提示だけの対応は不十分であり、除去食や代替食と組み合わせることが望ましい対応です。



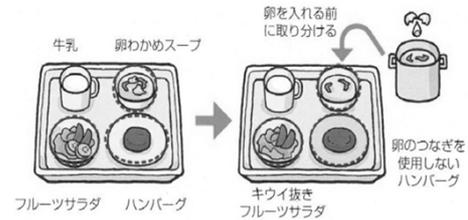
弁当対応

給食を全く食べずにすべて弁当を自宅から持参する「完全弁当対応」と、食べられない一部のメニュー（主食や果物など）の代わりに部分的に自宅から弁当を持参する「一部弁当対応」があります。除去食、代替食対応をされていても、時には一部弁当が必要な場合もあります。



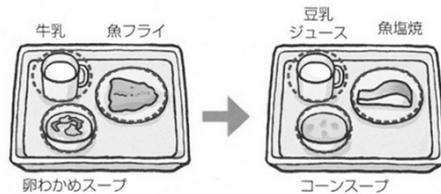
除去食

広義の除去食は単品の牛乳や果物を除いて提供する給食を含みますが、本来の除去食は調理の過程で特定の原材料を加えない、または除いた給食を提供することを指します。安全性を最優先に考えると、給食対応の基本と考えられます。



代替食

除去した食材に対して、代わりに食材を加えたり、調理法を変えたりして完全な献立（栄養価を調整されたもの）を提供することをいいます。栄養価を考慮されずに代替提供される給食は、厳密には代替食とはいえません。



代替食の調理には事前の準備と人手や調理環境が必要となるため、理想的な給食対応ではありますが、実際にはごく一部の調理場でしか実現できません。

§ 宇治市小学校給食での対応 §

対応方法の基本方針

- 【1】食物アレルギーの原因として対応申請のあったものはすべて対応を検討します。
- 【2】完全除去対応を原則とします。
- 【3】ひとつの料理に複数の原因食物が入っている場合、給食室での調理はすべてを除いた除去食を、1種類だけ調理し、提供します。
- 【4】原因食物がごく微量での反応が誘発される可能性がある場合は、完全（または一部）弁当対応を考慮します。
- 【5】除去食対応および除去食の解除は医師の指導のもと対応を検討します。

(9) 食器の種類と素材

昭和50年代以降、ほとんどの学校で使われていたアルマイト食器からポリプロピレン食器への移行が多く見られるようになり、現在では主に下記のような素材の食器が使用されています。

《主な素材》

食器素材	強化磁器食器	樹脂食器 (PEN樹脂)
素材の原料	岩石粉、陶石、粘土 カオリン、長石など	石油
重さの感じ	重く若干作業性も劣る	比較的軽い
熱の伝わり	やや熱い	熱い食べ物を入れても手で持てる
衝撃音	高く大きい	低い音で静か
落下衝撃強度	落とすと割れる 場合がある	落としても割れない

《種類（形状）》



(10) 事業方式

給食施設の新設や事業の運営に関する事業方式として、その実施主体や公民の役割分担の違い等により、公設公営方式のほか、主に下表のような方式があります。

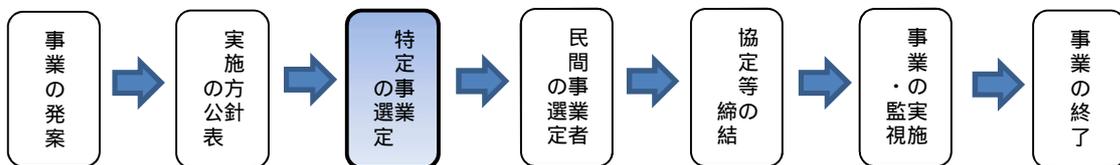
公設公営方式	市が資金調達から施設の設計・建設、運營業務等のすべてを行う方式 運転（調理）業務の民間委託を含む	
公設民営方式	市が資金調達、施設の設計・建設をし、施設の維持管理及び運營業務については民間に委託する方式	
公設民営方式 (DBD方式)	市が資金調達し、施設の設計・建設、運營業務について包括的に民間事業者に委託する方式	
P F I 方式	BT0方式	民間事業者が自ら資金調達をし、施設の設計・建設、事業運営を行う方式 所有権については、施設完成後に市に移転する（建設_譲渡_運営）
	BOT方式	民間事業者が自ら資金調達をし、施設の設計・建設、事業運営を行う方式 所有権については、事業終了後に市に移転する（建設_運営_譲渡）
	B00方式	民間事業者が自ら資金調達をし、施設の設計・建設、事業運営を行う方式 所有権については、事業終了後に市に移転しない（建設_所有_運営）

PFIは、Privata Finance Initiativeの略

公民の役割

事業手法	資金調達	設計・建設	施設 所有権	維持管理 事業運営
公設公営方式	市	市	市	市
公設民営方式	市	市	市	民間
公設民営（DBD方式）	市	民間	市	民間
P F I 方式	BT0方式	民間	民間 市	民間
	B0T方式	民間	市	民間
	B00方式	民間	民間	民間

PFI方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、適用の可能性の検討を経た事業について、特定事業として選定する必要がある。



参考資料：京都府HP

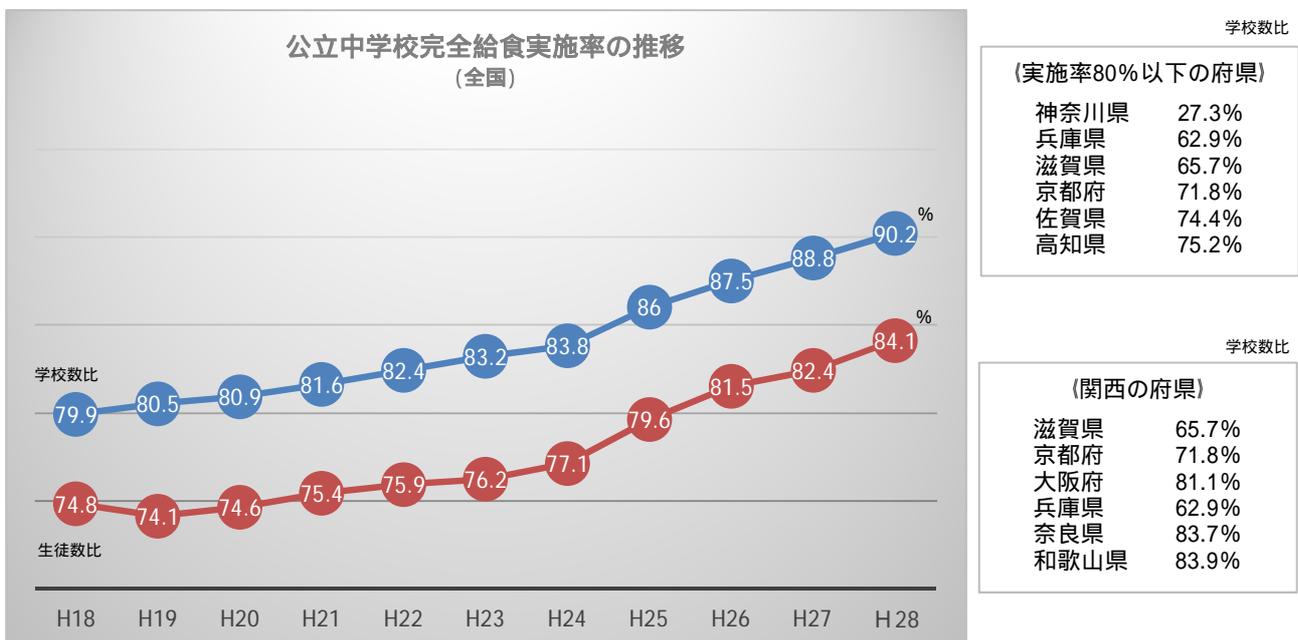
3. 中学校給食について

(1) 全国公立中学校完全給食実施率(出典:文部科学省)

(H28.5.1現在)

区分		完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
		実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率	実施校	実施率
小学校	学校数	19,378	99.2	57	0.3	43	0.2	19,330	99.8
	児童数	6,270,130	99.6	8,694	0.1	3,406	0.1	6,257,143	99.8
中学校	学校数	9,305	90.2	41	0.4	414	4.4	8,845	95.1
	生徒数	3,087,008	84.1	8,157	0.3	177,637	5.8	2,782,608	90.1
計	学校数	28,683	96.3	98	0.3	457	1.6	28,175	98.2
	児童生徒数	9,357,138	94.5	16,851	0.2	181,043	1.9	9,039,751	96.6

調査は、毎年5月1日現在の全国各市町村での給食実施状況を、翌年3月頃に調査し、集計結果は、翌々年の1月頃に公表される。



都道府県別実施状況調査における「生徒数」の百分比は、5月1日現在の「実施生徒数/在籍生徒数」によって求めることから、「選択制方式」で給食を実施している場合には、「学校数」と比較すると実施率は低くなる。

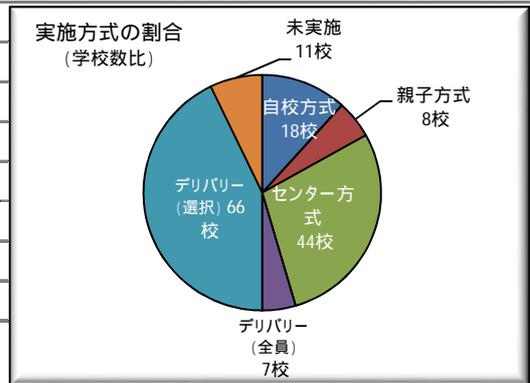
(2) 京都府内の中学校給食実施状況(H29.6現在)

平成29年6月、宇治市教育委員会では類似団体32団体及び近隣府県108団体（合計140団体）に中学校給食の実施状況を調査した。

京都府内の回答結果は以下のとおり。

給食実施市町村(9市、7町、1村)

市町村	学校数	実施年	方式等
1 京都市	66校	H13.1～	民間調理場活用方式(選択制)…H15年度全校導入!
	5校	H19～	自校方式(施設一体型の小中一貫校)
	1校		ミルク給食
	1校	未実施	中高一貫校のため食堂弁当の利用が可能
2 福知山市	9校	H25.4	センター方式
3 舞鶴市	7校	H26.12	民間調理場活用方式(全員喫食)
4 綾部市	4校	H28	自校方式
	2校	H30.5	自校方式(H29.6.20、本体工事の入札終了)
5 城陽市	5校	S42.6	センター方式
6 八幡市	4校	H29.5	親子方式(5月1日開始)
7 京丹後市	5校	H5.4	自校方式
	1校	H5.4	センター方式
8 南丹市	5校	H26.4	センター方式
9 木津川市	5校	S42.4	センター方式
10 井手町	1校	S42	センター方式
11 宇治田原町	1校	S38.12	センター方式
12 京丹波町	3校	H25	センター方式
13 伊根町	1校	S46	自校方式
14 与謝野町	3校	S48	センター方式
15 和束町	1校	S49.9	センター方式
16 笠置町	1校		
17 南山城村	1校	H23.4	センター方式



実施に向けて準備中(3市、2町)

市町村	学校数	予定年	方式等
1 宮津市	2校	H30.9	センター方式(PFI方式)
2 向日市	3校	H31	センター方式(現在、家庭からの昼食持参のみ)
3 長岡京市	3校	H30.9～	親子方式(H31年度内に全中学校で実施)
	1校	H30.9	自校方式(親校の調理能力が限界のため)
4 大山崎町	1校	H32.4	センター方式(スクールランチ方式はH28.3で終了)
5 久御山町	1校	H30.4	自校方式(現在、ミルク給食(S59年～)を実施中)

実施の方針を出したが時期未定(1町)

市町村	学校数	その他
1 精華町	3校	中学校校舎改築後、小中学校の空調工事時期と同調を図りながら実施予定 実施に関する基本的方針では「センター方式による全校同時実施」

給食以外の昼食(3市)

市町村	学校数	その他
1 京田辺市	3校	現在、選択式デリバリー方式の注文弁当 H28.6、検討委員会設置条例制定。H29.6、第3回検討委員会開催
2 亀岡市	8校	H29.10から選択式デリバリー方式の注文弁当
3 宇治市	10校	

4. 宇治市の学校給食（「宇治市の教育」より抜粋）

(1) 学校給食運営の原則

本市の学校給食は、全小学校の校長が計画し、管理し、教職員を指揮監督し、教育委員会の指導助言を受けて実施しています。また、その運営に当たっては、“学校間の格差解消”“保護者負担の軽減”“安全良質な物資の低額確保”と、あわせて学校事務の軽減を図るために「全市同額の給食費」「全市統一献立」「物資の一括購入」をしています。

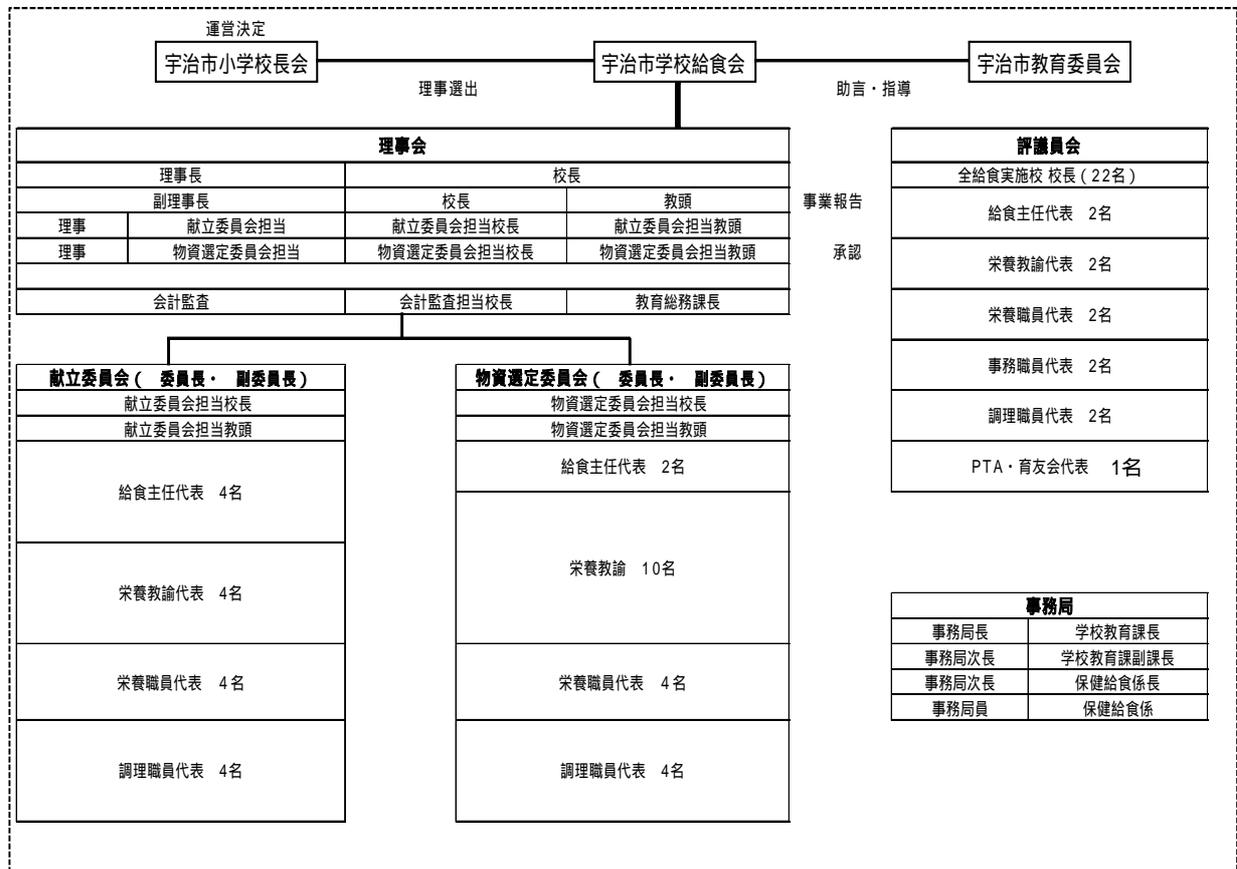
(2) 宇治市学校給食会（「宇治市学校給食会規約」より）

宇治市学校給食会は、昭和50年11月に、学校給食関係諸機関と密接な連携を保ち、本市学校給食の円滑な運営を行い、その発展に寄与することを目的として、その事務局を教育委員会事務局におき、次の事業を行う。

- 学校給食物資の一括購入
- 学校給食に関する諸調査および研究
- その他本会の目的達成のために必要な事業

宇治市学校給食会組織図（小学校給食）

H30.7.1現在



(3) 米飯給食

昭和51年2月、学校給食法施行規則の一部が改正され、完全給食の形が、パン・ミルク・おかずからパン又は米飯・ミルク・おかずとなり、米飯が位置づけられました。

本市はこれに伴い、

学校給食の食事内容の多様化。

栄養に配慮した正しい食習慣を養う。

将来における食糧事情等を考慮し、昭和55年度から週1回の米飯給食を実施し、昭和62年度からは、週2回実施、更に平成11年度から週3回実施しています。

(4) 学校給食調理業務等の民間委託

平成11年11月15日、臨時教育委員会において、「学校給食調理民間委託の実施方針」を議決し、これに基づき、平成12年4月から洗浄業務を含む調理業務のみを、学校単位で段階的に民間委託することになりました。これまでに、菟道小、宇治小、北小倉小、御蔵山小、伊勢田小、岡屋小、菟道第二小、北槇島小、大久保小、平盛小、大開小、南部小、西小倉小、木幡小の計14校で実施しています。

(H30.7現在：直営校6校 委託校14校(笠取小、笠取第二小は三室戸小で調理して配送する親子方式))

5. 中学校昼食提供事業

家庭から弁当を持参しない生徒に対して安全面・衛生面・栄養面に配慮した昼食弁当の提供をおこなっています。平成23・24年度に試行実施し、平成25年度から全10校で実施しています。

1食あたり360円（税込）で、注文予約はインターネット上のシステムにより利用当日の朝8時半まで注文が可能です。ただし、事前の登録と料金チャージが必要です。

利用率推移		生徒数は5月1日現在					
	23年度 南宇治	24年度 南宇治、西小倉	25年度 10月から全10校	26年度	27年度	28年度	29年度
利用率	10.1%	5.4%	1.8%	1.0%	0.8%	0.6%	0.5%

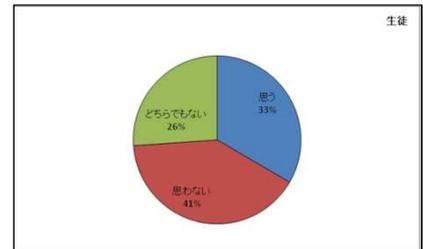
(1) 中学校昼食意識調査

平成28年7月、宇治市教育委員会では、現在実施している「昼食提供事業」の検証のため、市内全中学校の生徒、約5,000人及びその保護者にアンケートを実施した。（回収率：生徒94.3%、保護者64.5%）
以下は、アンケートのうち、「給食」にかかわる集計結果について記述した。

生徒

（質問）中学校でも小学校のように学校給食があればよいと思いますか。

（回答）	思う	思わない	どちらでもない	計
回答数	1,404	1,704	1,183	4,291
構成比	32.72%	39.71%	25.57%	100.00%

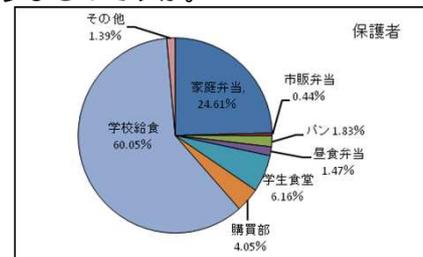


保護者

（質問）あなたの思う中学生にとって理想の昼食の形態はどのようなものですか。

（回答）*重複回答あり

	家庭弁当	市販弁当	パン	昼食弁当	
回答数	955	17	71	57	
構成比	24.61%	0.44%	1.83%	1.47%	
	学生食堂	購買部	学校給食	その他	計
回答数	239	157	2,330	54	3,880
構成比	6.16%	4.05%	60.05%	1.39%	100.00%



6. 中学校給食検討の背景

食生活を取り巻く環境の変化

- ・近年の共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化等、社会環境の変化
- ・朝食の欠食や不規則な食生活、偏った栄養摂取などによって、過度の体重増加や痩身、生活習慣病などが見られる等、子どもたちの食を取り巻く状況の深刻化

食育の推進

- ・平成20年3月に改訂された学習指導要領の総則において、「学校における食育の推進」が盛り込まれ関連する各教科での食に関する指導の内容が充実した。
- ・平成20年6月に学校給食法的大幅な改正が行われ、学校給食が単なる栄養補給としてでなく、学校教育の一環として、食育を推進するにあたっての重要な役割を担っていることが強調された。

全国の実施率

- ・全国の公立中学校における完全給食の実施率は平成18年の79.9%から平成28年には90.2%と年々増加している。また、平成29年以降に政令指定都市や中核市の多くの都市で実施が予定されており、ますます実施率は増加することが見込まれる。

京都府の状況

- ・府内26市町村のうち、すでに実施または実施に向けて準備中の市が23市町村である。実施の方針が出ていない市は本市を含め3市である。

要望等

- ・平成28年12月宇治市長選挙における現市長のマニフェスト
「食育を踏まえた宇治市独自の中学校昼食を検証し、中学校給食の実現に向けて検討します。」
- ・平成29年1月、「中学校給食の実現を求める請願」が市議会において採択される。
- ・平成29年1月開催の宇治市教育委員会定例会において、これまでの原則家庭からの弁当方式から学校給食方式に見直し、実施していく方針が議決された。